

金融機関の IFRS の導入効果

杉 本 徳 栄

要 旨

EU での調査結果によれば、金融機関、とくに銀行の IFRS の導入効果やその影響は、金融商品会計基準によるところが大きい。金融商品会計基準のうち、金融資産の減損の測定モデルの基準化の展開を踏まえながら、2011年に IFRS を導入した韓国の銀行にみられる IFRS の導入効果とその影響について整理し、新たな地理的見地からの特徴を明らかにする。IAS 第39号における金融資産の減損の測定モデルに関する基準が、発生損失モデルからより保守的な予想信用損失モデルへ新たに変更されたため、今後はこの基準変更による影響などの検討も新たな課題として浮かび上がってくる。

I はじめに

ヨーロッパ連合 (EU) が2005年から導入した国際財務報告基準 (IFRS) などは、EU 域内の上場企業や金融機関にさまざまな影響や導入効果などをもたらしてきた。

たとえば、EU 24大銀行の2005年の年次財務諸表を分析した Ernst & Young [2006] は、他の上場企業と同様に、IFRS 導入が銀行の株主持分、総資産および報告利益にかなりの影響があったとの調査結果をまとめた¹⁾。もちろん、各銀行が新たな会計基準への移行に伴って受ける影響は異なるが、保険契約に係るプロジェクトのフェーズⅡを完成するまでの保険契約の財務報告を規定した、IFRS 第4号「保険契約」(Insurance Contracts) による保険活動に関する厳密な規定、国際会計基準 (IAS) 第19号「従業員給付」(Employee Benefits) によるフルペンションの積立不足、IAS 第10号「後発事象」(Events After the Balance Sheet Date) による報告期間後の資本性金融商品の所有者への配当、IFRS 第3号「企業結合」(Business Combinations) によるのれんの非償却などは、各銀行に対して一律にプラスまたはマイナスの影響を及ぼしている。とくに、金融商品会計基準の IAS 第32号「金融商品：開示および表示」(Financial Instruments: Disclosure and Presentation) と IAS 第39号「金融商品：認識および測定」(Financial Instruments: Recognition and Measurement) が、EU 加盟国の各銀行の株主持分に及ぼした影響は甚大である。IAS 第32号と IAS 第39号による影響は、金融商品の分類変更、売却可能金融商品の公正価値測

定、自己株式の資本項目からの控除、ヘッジと貸出金（貸付金）の減損に関する規則などによるものである（Ernst & Young [2006], pp. 9-15 and Figures 2 and 5）。

ここで興味深いのは、地理的見地から見出せる特徴についてである。IAS 第39号による貸出金の減損の会計処理が、EU 加盟国の各銀行に及ぼした影響が異なるのである。

減損の実施にあたっては、IAS 第39号第64項における金融資産の減損のフローチャートによって検討する構図になっている。まず、個別に重要な金融資産については、減損の客観的な証拠が存在するかを個別に検討し、また個別には重要でない金融資産については、減損の客観的な証拠が存在するかを個別にまたは集散的に検討する。減損損失の客観的な証拠がある場合、減損損失の金額は、当該金融資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フロー（発生していない将来の貸倒損失を除く）を当該金融資産の当初認識時に計算された実効金利で割り引いた現在価値との差額である。当該金融資産の帳簿価額は、直接にまたは引当金勘定を通じて減額することが要請されている（IAS 第39号第63項）。

減損損失引当金は個別に検討したものによるか（個別減損損失引当金）、あるいは集散的に検討したものによるか（一般減損損失引当金）についての調査結果が、EU 加盟国の地理的見地から見出せる特徴を形成している。

調査対象であるフランスとイタリアのすべての銀行（クレディ・アグリコル（Crédit Agricole）、BNP パリバ（BNP Paribas）、ソシエテ・ジェネラル（Société Générale）、グループ・バンク・ポピュレール（Groupe Banques Populaires）およびユニクレディト・イタリアーノ（Unicredito Italiano）、サンパオロ銀行（Sanpaolo IMI）、インテザ銀行（Banca Intesa））による減損損失引当金の計上レベルは相対的に高く、その引当金は減損の個別評価によるものである。それに対して、スペインの銀行（ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行（BBVA）、サンタンデル・セントラル・イスパノ銀行（Santander））による減損損失引当金は集散的評価による割合が高く、イギリスの銀行（エイチエスビーシー（HSBC）、バークレイズ（Barclays）、ロイズ TSB（Lloyds TSB）、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド（RBS）、エイチビーオーエス（HBOS））による減損損失引当金の計上は全体で相対的に小さく、そのほとんどが集散的評価によるものである（Ernst & Young [2006], p. 21 and Figure 8）。

もっとも、こうした地理的見地からの特徴は、EU に限ったことではない。IFRS アドプションへと結びつくアジア通貨危機を経験した韓国でも、国際的な会計基準に見合う会計処理規則の整備の際に、当該規則が金融機関の安全性や財務健全性などに影響を及ぼすとする予想を、当時の規制当局は「金融業会計処理準則関連の Q & A」で示していた（証券監督院会計管理局 [1998], 4）。

「国際的水準の会計基準に符合した会計処理を通じて、財務諸表に対する信頼性を高めることが期待され、準則に従って会計処理する場合、これまでと比べて支払保証についての引当金の設定などの損失を追加的に計上しなければならず、全般的には自己資本が減少し、これにより金融業種別の安全性比率（銀行の場合は BIS 比率、証券の場合は営業用純資本比率、保険会社の場合は支払い余力比率）が減少するものと予想される。」

そこで本稿では、金融商品会計基準のうち、金融資産の減損の測定モデルの基準化の展開を踏まえながら、韓国での IFRS アドプション（「韓国採択国際会計基準」（K-IFRS）の導入）が金融機関、とくに銀行に及ぼした影響について検討し、その実態を整理してみたい。EU 加盟国の銀行に対する IFRS の導入効果やその影響に関する調査結果に加えて、新たな地理的見地からの特徴を見出すことが期待できる。

II 金融資産の減損の測定モデルに関する基準化

1 予想信用損失モデルの構想

IAS 第39号における金融資産の減損の会計処理が問題視され、とくに減損モデルの開発とそれに関わる規定はこの間に大きな変遷を辿ってきた。

金融資産の減損の会計処理の問題の本質は、貸出金や他の金融資産に関連した信用損失事象が特定されるまで減損損失の認識が行なわれないこと（信用損失の認識の遅延）、また、金融資産の分類によって減損規定が異なるため、金融資産に対する複数の減損モデルによって減損処理が複雑性を帯びていること（会計処理の複雑性）にある。

国際会計基準審議会（IASB）による信用損失の認識の遅延への対応と会計処理の複雑性の低減の対応策は、まず2009年11月の公開草案「金融商品：償却原価および減損」（Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment）の公表にみられる。この公開草案において、金融資産の減損の測定モデルが、従来の IAS 第39号にみられた発生した信用損失による減損モデル（発生損失モデル（Incurred Loss Model））からより保守的な「予想信用損失モデル」（Expected Loss Model）への変更が提案された。加えて、当初認識時の予想信用損失を実効金利の一部として反映することや、当初認識後の減損損失の見積りの変動を直ちに純損益に計上する提案なども盛り込まれていた。

この新たな減損の測定モデルが提案された背景には、世界金融危機に伴う財務報告上の論点に取り組むために IASB と財務会計基準審議会（FASB）が設置した金融危機諮問グループ（FCAG）による2009年7月の提言がある。つまり、「金融商品〔会計：引用者〕

プロジェクトにおいて、両審議会は発生損失モデルに代わる、より多くの将来予測情報を利用する貸倒引当金の代替モデルを採るべきである」(FCAG [2009], Principle 1: Effective Financial Reporting, Recommendations 1.3) との提言を踏まえているのである。

しかし、たとえば企業会計基準委員会 (ASBJ) のコメント (「提案されている予想損失モデルの適用にあたっては、実効可能性に関する未解決の問題が多く残されていることについても、懸念を有している」(企業会計基準委員会 [2010], 全般的なコメント)) にもみられるように、提案された予想信用損失モデルの適用可能性ないし実効可能性については懸念が表明されてきた。

こうした懸念に対応するため、IASB の金融商品会計プロジェクトは FASB との「覚書」(MoU) 項目であるため、あらためて IASB と FASB は共同で 2011 年 1 月に公開草案への補足文書 (公開草案「金融商品：償却原価および減損」への共同補足文書「金融商品：減損」(Financial Instruments: Impairment)) を公表している。

実のところ、IASB と FASB による減損に関する当初の提案の主目的は異なっていた。

IASB が公開草案「金融商品：償却原価および減損」に込めた主目的は、融資活動の内在的実質をより反映するために、当初の貸倒予想を実効金利の算定の一部として反映することであった。減損を当初認識後における償却原価での金融資産の測定の一部として考えていたため、すべての予想信用損失を直ちに認識することは適切とは考えていなかった (IN5)。これに対して、FASB の主たる目的は、引当金の残高が金融商品の残りの残存期間に係る信用損失見積額の全額を十分にカバーできるようにすることにあった。そのため、金融商品の存続期間にわたって回収が見込まれないキャッシュ・フローを見積って、関連する金額を見積りの期間に直ちに認識することを企業に要求する立場にあった (IN6)。

結果的に、両審議会が取りまとめた「補足文書が提示している減損モデルは、減損についての共通の解決を達成しつつ、減損の会計処理に関する両審議会の個々の目的の少なくとも一部を満たすことができると両審議会が考えているものである」(IN3)。

この公開草案への補足文書は、先の公開草案での予想信用損失モデルの修正を提案するとともに、オープン・ポートフォリオのベースで管理されている金融資産の予想信用損失の認識に限定している。信用損失の認識については、金融資産の 2 つのグループへの分類に応じて区別することを提案した。つまり、減損損失引当金の算定の目的上、オープン・ポートフォリオのベースで管理されている金融資産を、信用特性に基づいて、予想信用損失の金額全体が減損損失引当金に認識されるバッドブック (Bad Book) と、予想信用損失は一定の期間にわたってポートフォリオ・ベースで認識されるグッドブック (Good Book) に区分し、異なる測定モデルの適用などを提案しているのである。バッドブックに区分される金融資産は、全期間の予想信用損失と同額の損失評価引当金を認識するのに

対して、グッドブックに区分される金融資産は、当該信用損失の一部分を認識することを提案するものである。こうした提案は、その後の予想信用損失の認識の制度化に結び付くことになる²⁾。

2 予想信用損失モデルの制度化

IAS 第39号の発生損失モデルに比べて信用損失の認識時期を早めるとともに、将来予測情報を使用する新たな減損モデルとして開発された予想信用損失モデルの構想は、IASBが2013年3月7日に公表した公開草案「金融商品：予想信用損失」(Financial Instruments: Expected Credit Losses)でより具現化された。予想信用損失は、次の2つのアプローチのいずれかに従って損失評価引当金(または引当金)を測定する一般的アプローチが示された。

- (1) 評価損失引当金(または引当金)を「12か月間の予想信用損失」(当該金融商品について報告日から12か月以内に生じ得る債務不履行(デフォルト)事象により生じる予想信用損失)と同額で測定する
- (2) 評価損失引当金(または引当金)を「全期間の予想信用損失」(当該金融商品の存続期間にわたってのすべての生じ得る債務不履行(デフォルト)事象から生じる予想信用損失)と同額で測定する

つまり、予想信用損失の見積りは、債務不履行の発生確率の変動に基づいて、金融商品に係る信用度の変化(報告日現在の信用リスクが当初認識以降に著しい増加があったかどうか)で評価される。この信用度の変化を反映して、公開草案は、次のような予想信用損失モデルの3つのステージ(最終的に債務不履行となる金融商品の悪化の一般的なパターンを反映するための3つのステージ)を提案した³⁾。

ステージ1：信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか、または報告日現在で信用リスクが低い金融商品。これらの項目については、12か月の予想信用損失を認識し、金利収益は当該資産の総額での帳簿価額について計算する(すなわち、予想信用損失について減額しない)

ステージ2：信用度が当初認識以降に著しく悪化している(報告日現在で信用リスクが低い場合は除く)が、信用減損事象の客観的証拠がない金融商品。これらの項目については、全期間の予想信用損失を認識するが、金利収益は当該資産の総額での帳簿価額について計算する。

ステージ3：報告日現在で減損の客観的証拠がある金融資産。これらの項目については、全期間の予想信用損失を認識し、金利収益を総額での帳簿価額について計算する（すなわち、予想信用損失について減額する）。

IASBは、2014年2月に公開草案「金融商品：予想信用損失」の最終審議を終えて、「12か月間の予想信用損失」および「全期間の予想信用損失」による減損モデルを暫定決定している。

その後の2014年7月24日に、IASBは、かねてよりフェーズに分けて展開してきた金融商品の分類および測定、減損およびヘッジ会計のすべての作業を終え、IFRS第9号「金融商品」(Financial Instruments)の完成版を公表した。予想信用損失モデルに基づく新たな減損規定を制度化することで、FCAGが提言した従来の発生損失モデルに代わる将来予測的な情報を使用する代替案の検討にも応えたことになる⁴⁾。

なお、完成版のIFRS第9号は、2018年1月1日以降開始する会計年度から適用され、その早期適用も認められている。

IFRS第9号の予想信用損失モデルによれば、信用事象の発生の有無に関わらず、信用損失は、各報告期間末日時点において将来回収することができないと予想される契約上のキャッシュ・フローを割り引いて算定し、見積りの変更はすべて純損益に計上する。

企業は当初認識後の金融商品の信用度（信用の質）の変化の程度（ステージ1からステージ3）に応じて、異なる測定方法を用いて算定された信用損失、利息収益を認識する。金融商品の信用度の変化は、(1)金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加しているか否か、また(2)信用棄損の証拠があるか否かによって捉えられ、その結果、金融商品を3つのステージに分類することになる。そのステージごとに信用損失と利息収益の認識のあり方が異なる。

金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加していない場合は「ステージ1」の金融商品に分類され、その予想信用損失は「12か月間の予想信用損失」として認識・測定するとともに引当計上する。金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加している場合は「ステージ2」の金融商品に分類され、さらに信用棄損の証拠がある場合は「ステージ3」の金融商品に分類される。ステージ2とステージ3に分類された金融商品の予想信用損失は、「残存期間にわたる予想信用損失」として認識・測定するとともに引当計上することになる。また、利息収益は、ステージ1とステージ2の金融資産は予想信用損失に係る引当金を控除しない償却原価である「グロスの帳簿価額」に実効金利を乗じて算定され、ステージ3の金融資産は予想信用損失に係る引当金を控除した償却原価である「ネットの帳簿価額」に実効金利を乗じて算定される。

以上を要するに、完成版のIFRS第9号の予想信用損失モデルは、金融商品の当初認識時からの信用の質の変化の状況をもとに、向こう12か月間の予想信用損失をまず認識し、2要件で捉える信用の質の変化の程度に応じて、つまり、著しい信用リスクの増加や信用棄損の証拠に応じて、残存期間にわたる予想信用損失を認識する構図になっている。そのため、この予想信用損失モデルは、従来の発生損失モデルに比べて早期に損失を認識することになるのである。

III 韓国の銀行の会計処理基準

このように、IASやIFRSによる金融資産の減損の測定モデルの基準化に変革がみられること（発生損失モデルから予想信用損失モデルへの移行）からすると、国際的な会計基準であるIFRSを適用する企業、とくにここでは金融機関への影響について問題意識がおのずと生じる。いわんや、国際的な会計基準とは異なる基準を適用してきた管轄（法域）がIFRSを導入した場合、IFRSの導入効果やその影響にとどまらず、会計基準ないし財務報告基準の変更の都度、その変更に伴う財務的影響などが多段階に及ぶことになる。

そこで、ここではまず、IFRSアドプション前後の時期における韓国での銀行業の会計処理基準について確認しておこう。

韓国では、従来一般に認められた会計原則（GAAP）の根幹をなしている企業会計基準とともに、業種別会計処理準則が定められてきた。業種別会計処理準則のひとつである「銀行業会計処理準則」は、「企業会計基準第90条の規定による銀行業の会計処理と財務報告に統一性と客観性を付与するために、企業会計基準で定めていない、あるいは銀行業の特殊性により別途適用する必要がある事項などを定めること」を目的として、1998年12月10日に制定されている⁵⁾。銀行業会計処理準則の制定は、企業会計基準の枠組みのなかに国際的水準の会計基準を反映した銀行業の会計処理準則を盛り込むことで、情報利用者により有用な情報の提供を可能にすることを目論んだものである。それまでの金融業種の会計処理については、規制当局による監督会計処理規定が優先的に適用され、しかも情報利用者への情報提供よりも監督のための情報確保に重きが置かれてきた。

企業会計基準の第57条（債権の評価）は、「回収が不確実な債権は、合理的かつ客観的な基準に従って算定された貸倒れ見積額を貸倒引当金として設定する。ただし、債権の予想キャッシュ・フロー額が長期間にわたって発生する場合には、第67条の規定を準用して貸倒れ見積額を算定する」と規定してきた⁶⁾

銀行業会計処理準則は、貸出金に対する貸倒引当金の設定について、次のように定めている（第27項）。貸倒引当金を「予想損失モデル」に従って設定する根拠規定である。

27. 貸出債権等に対する貸倒引当金の設定

- a. 回収不確実債権（当該債権に対する未収収益を含む。以下同じ）に対して合理的かつ客観的な基準に従って貸倒設定率を定め、それに従って算定した貸倒れ見積額を貸倒引当金として設定しなければならない。この場合、回収不確実債権は回収不確実性の程度別に貸倒率を別々に定めることができ、その率は、特別な理由がない限り、每期継続的に適用しなければならない。

回収が不確実な債権は、合理的かつ客観的な基準に従って算定された貸倒れ見積額を貸倒引当金として設定しなければならないが、企業会計基準や銀行業会計処理準則ではその「合理的かつ客観的な基準」について規定していない。これを補足し、具体化した規定は、財務報告に関する実務意見書2004-6「金融機関の貸付債権についての貸倒引当金の会計処理方法および内部会計統制システム」（実務意見書2004-2の補充事項）（2004年11月26日）である。

ここでの「合理的かつ客観的な基準」とは、『会計原則および理論に符合し、主観的判断を最大限に排除しうる』ことを意味し、より具体的には、貸付債権に対する貸倒引当金の設定に使用された基礎データ、見積り方法、見積り結果などが監査人等の第三者によって検証可能で、会計原則および理論に照らし合わせてみた際に論理的に妥当でなければならないことを意味する」（「意見要約」1）。

また、実務意見書2004-6は、貸倒引当金を設定するために従う「合理的かつ客観的な基準」として、原則としての直接的な個別債権別の現在価値評価方法に加えて、間接的な債権グループ別の評価方法（類似した信用リスクまたは債券特性別に貸付債権をグループ化した後、グループ別に経験損失率または予想損失率などを適用して貸倒引当金を見積る方式）、すなわち、経験損失率評価方法、予想損失算定モデル評価方法などを例示している。

金融委員会による銀行監督に関する所管事項の施行に必要な事項を定めた「銀行業監督規程」は、2011年からのIFRSアドプションに伴い、貸倒引当金の積立て基準を次のように改め、その後も部分的に改正している。

- ①銀行は、保有資産等について第32条第1項の「韓国採択国際会計基準」に従って引当金を積み立て、次の各号で定めるところに従って健全性分類別にそれぞれ算定された金額（国際決済銀行の内部等級法を使用する銀行で各号による合計金額がこれに相応する内部等級法上の予想損失金額に達しない場合には、該当号が適用される保有資産などに対して健全性分類別にそれぞれ算定された予想損失金額）がこれに相応する健

全性分類別の引当金よりも多い場合には、その差額を毎決算時（四半期の仮決算を含む）に貸倒準備金を積み立てる（改正2011年6月24日、2012年8月8日、2014年2月11日）。

2011年からのIFRSアドプションは、貸倒引当金の設定が、従来の韓国GAAP（企業会計基準や銀行業会計処理準則）による予想損失モデルからIAS第39号による発生損失モデルに移行することを意味しているのである。

IV 韓国の銀行へのIFRS導入の影響分析

先にみたように、2005年にIFRSを導入したEUの24行の銀行に及ぼした影響について分析したErnst & Young [2006] は、貸倒引当金の規定が当該銀行の純資産に最も影響を及ぼした項目のひとつであることを指摘している。韓国のIFRS導入が銀行業の会計や税務に及ぼす影響を分析した^イ영한・^{チュウ}원석 [2009] も、韓国の市中銀行の2行を対象とした研究ではあるが、IFRSアドプションに伴い、貸出金などの貸倒引当金は大きな影響を及ぼす修正項目であることを示している⁷⁾。

こうした金融機関、とくに銀行のIFRS導入による影響分析の結果を踏まえて、これまでの韓国における銀行のIFRSの導入効果に関する研究のほとんどが、銀行の貸倒引当金の測定や貸倒引当金の修正に伴う課税所得への影響などについて分析調査されてきたことがひとつの特徴となっている。この代表的な研究には、^{キム}수성・^コ윤성 [2011]、^コ승의 [2012]、韓国会計基準院・韓国会計基準委員会 [2014]、^{キム}호진・^イ기훈 [2014] などがある⁸⁾。

1 制度・実態分析：김수성・고윤성 [2011] の調査結果

김수성・고윤성 [2011] での問題意識は、IFRSの導入に伴い、銀行の貸倒引当金の設定による課税上の問題と法人税の過大な社外流出による銀行業の財務健全性の悪化が憂慮されることにある。

そこで、まず彼らは、IFRS導入が韓国の銀行の会計と税務に及ぼす影響を、(1) 銀行の会計処理と税務調整に及ぼす影響、(2) 銀行の経営指標に及ぼす影響および(3) 貸倒引当金の過小計上に伴う税負担に及ぼす影響に掘り下げて検討している。

IFRS導入によって貸倒引当金が銀行の会計処理に及ぼす主たる影響は、貸倒引当金の算定方法の変更に伴う貸倒引当金計上額の減少にある。また、IFRS導入による貸倒引当金が銀行の税務調整に及ぼす影響は、IFRSにおける金融資産の減損の測定モデルに関す

る基準化の変遷を受けてのものである。2011年に貸倒引当金の戻入れ額が一時的に増加することが予想されるが、基準改正によって予想信用損失モデルに回帰すると、あらためて貸倒引当金の計上額が増加し、その増加額が損金算入されると予想している。

銀行の経営指標に及ぼす主たる影響は、貸倒引当金の減少に伴う資本の増加により、一株当たり純資産（BPS）の上昇や自己資本利益率（ROE）の下落が予想される。また、詳細な言及は避けているが、貸倒引当金の過小計上は、世界決済銀行（BIS）の自己資本比率にも影響を及ぼすと指摘している。

貸倒引当金に関わる課税所得の見積りは、関連データの収集に限界がある。それを前提としたうえで、各行の貸倒引当金の戻入れに伴う課税予想額の見積りを貸倒引当金の過小計上に伴う税負担に及ぼす影響として捉えている。市中銀行、地方銀行および特殊銀行の全体で、IFRS 導入により貸倒引当金は約6兆ウォン減少し、これに限界税率（22%）を乗じた約1兆2,163億ウォンないし1兆4,595億ウォンが貸倒引当金の戻入れに伴う課税予想額だと見積もる。

これらの影響を踏まえて、彼らは、銀行の貸倒引当金の過小設定による財務健全性の悪化という問題を解決するためには、(1) 一時的な課税猶予措置、(2) 貸倒準備金の制度の整備および(3) 貸倒引当金の税務調整方法である申告調整の容認という、3つの課税上の対応策の必要性を説く。

より具体的には、以下の通りである（김수성・고윤성 [2011], pp. 129-132）。

貸倒引当金の設定方法は2011年から発生損失概念を適用することになるが、IASBは2013年から予想信用損失概念を適用することを予定している。これにより、従来の税法が一定額を損金算入してきた貸倒引当金などは、IFRS 適用時に資本に戻入れることで益金算入され、結果的に税負担額が急増する。銀行業の税負担を緩和するためにも、2年間にわたって貸倒引当金の戻入れに伴う一時的な課税猶予措置や貸倒引当金の戻入れ額を利益剰余金に計上し、株主配当の猶予措置を講じるべきだとする。

正常な貸出債権も最低限の貸倒引当金を計上することを求めてきたIFRSは、減損の兆候のある債権についてのみ貸倒引当金を計上しなければならない。IFRSの導入で貸倒引当金の計上が減少すると、この間に積上げてきた貸倒引当金の相当部分が資本（利益剰余金）に戻入れられる。資本に戻入れられた貸倒引当金が配当などで社外流出して財務健全性が悪化することを防ぐために、利益剰余金の法的積立金として「貸倒準備金」を新たに設ける必要がある。

IFRSの導入によって貸倒引当金の計上額が減少し、戻入れ額が一時的に生じることによって税負担額が一時的に増加する問題を解消するための方策が必要である。設定対象の債権の2%の金額と貸倒償却の実積率による金額のいずれかを任意に選択し、貸倒引当金を損

金算入できることになるが、貸倒引当金を過小計上することで減少する税務的恩恵への対応策、すなわち、決算調整事項としてきた貸倒引当金の税務調整方法に申告調整を認めるべきだと主張する。

つまるところ、김수성・고윤성 [2011] は、IFRS 導入による貸倒引当金の過小計上とそれに伴う益金算入の急増という事態に直面する銀行に対する税務上の影響を極力最小化するための対応策の具体化を明らかにしたものである。

2 事例研究：고승의 [2012] の調査結果

고승의 [2012] は、貸倒引当金の設定について韓国のある商業銀行の事例をもとに検討したものである。この事例研究の目的は、IFRS による銀行の貸倒引当金の算定方法とこれに関連する金融監督当局の監督規程、個々の資産の健全性のクラス分類、BIS の自己資本比率の規制などを分析し、金融監督当局が銀行のリスク管理のために継続的に維持している従来の予想損失モデルの概念に基づいた貸倒引当金の算定プロセスを分析することにある。

2011年からIFRSが導入されるまで、韓国の金融機関は、予想損失の概念に基づいて保有資産の健全性のクラス別に金融監督院が規定する最低見積率以上の貸倒引当金を設定してきた。しかし、この事例研究は、2011年にIFRSの発生損失モデルを用いて測定した貸倒引当金が、それまでの金融監督当局の最低積立基準によって計上された貸倒引当金の規模よりも低い水準にあることを示している。金融監督当局は、この差額を金融システムの安定と流動性の確保のために、利益剰余金のうち任意積立金の性格である貸倒準備金として積み立てることとしている（事例の銀行が積立てた貸倒準備金は、1兆5,300億ウォン）。貸倒準備金の積立ては、配当金による当期純利益の社外流出を抑制し、BISの自己資本比率である8%を維持するのに肯定的な役割を果たすことが確認されている。

この事例研究を通じて、고승의 [2012] は、貸倒引当金の測定方法を発生損失モデルに代えて、将来の予想損失を反映して貸倒引当金を測定する予想信用損失モデルに速やかに改めることを提案している。BISによる自己資本比率規制や金融監督当局の貸倒準備金の積み立て規制が、こうした予想損失の概念に基づいていることもその理由である。

3 実証研究 (1)：韓国会計基準院・韓国会計基準委員会 [2014] の調査結果

2014年3月に장지인氏^{チャンジイン}（中央大学校）が韓国会計基準院（KAI）第6代院長に就任して以降、KAIはスタッフの力量を強化するためにオープンアカデミーのOASIS（Open Academy for Smart, Innovative and Successful KAI Members）を開催している。第2回OASIS（2014年5月22日）は、정준희^{ジョンジュンヒ}（安養大学校）・김지훈^{キムジフン}（韓国銀行）の両氏によ

る「IFRS 導入が銀行の貸出形態に及ぼす影響—景気順応性と貸倒引当金を中心として—」（韓国会計基準院・韓国会計基準委員会 [2014]）であった。

IFRS 導入に伴う貸出債権の減損モデルの変更と金融監督当局の貸倒準備金積立制度の導入によって、韓国の銀行の景気順応性に及ぼす影響について、次の2つの研究モデルによる実証分析が目的である。

研究モデル 1 :

仮説：IFRS 導入以降に貸倒引当金が減少する。

仮説：景気が貸倒引当金に及ぼすマイナスの影響は、IFRS 導入以降、さらに深刻になる。

$$\begin{aligned} LLP(\text{貸倒引当金}) = & a_0 + a_1 * IFRS_t + a_2 * GDP_{t-1} + a_3 * IFRS * GDP_{t-1} + a_4 * NPL_{t-1} \\ & + a_5 * NPL_t + a_6 * NPL_{t-1} + a_7 * NPL_{t-2} + a_8 * TIER_{t-1} \\ & + a_9 * EBLLP_{t-1} + a_{10} * FIRM_FIX + e_{i,t} \end{aligned}$$

研究モデル 2 :

仮説：IFRS 導入直後に貸出金が増加する。

仮説：景気と貸出金のプラスの関連性は、IFRS 導入以降、さらに深刻になる。

$$\begin{aligned} LOAN_i(\text{貸出金}) = & a_0 + a_1 * First_IFRS_t + a_2 * IFRS_t + a_3 * GDP_{t-1} + a_4 * IFRS_t * GDP_{t-1} \\ & + a_5 * TIER1_{t-1} + a_6 * TIER2_{t-1} + a_7 * TIER1_{t-1} + a_8 * TIER2_{t-1} \\ & + a_9 * EMP_t + a_{10} * DEP_{t-1} + a_{11} * EBLLP_{t-1} + a_{12} * MCD_{t-1} \\ & + a_{13} * FIRM_FIX + e_{i,t} \end{aligned}$$

17行（市中銀行7行、地方銀行6行および特殊銀行4行）の2002年第1四半期から2013年第1四半期データを用いた実証分析結果は、次の3つであった。

- (1) IFRS 導入以降、銀行の貸倒引当金が少なくなったこと
- (2) IFRS 導入以降、銀行の貸出金は一時的に高まったこと
- (3) IFRS 導入以降に導入された景気を反映した集合評価は、景気が不況時の銀行の貸倒引当金を急激に高める役割があること

これらの結果は、発生損失モデルを補完する必要があるとともに、貸倒準備金制度について再検討が必要であることを示唆するものと解している。

4 実証研究 (2) : 김효진 · 이기훈 [2014] の調査結果

先の 김수성 · 고윤성 [2011] は、制度的分析・実態的分析を通じて、(1) IFRS に準拠して積立てた貸倒引当金は、従来の韓国 GAAP で設定した貸倒引当金よりも過小に設定されること、および、(2) IFRS の発生損失モデルは、損失発生の客観的証拠がある場合の貸出金や受取債権の減損損失を認識する方法として、減損損失の認識を抑制する効果があることなどを予想した。これらの予想について、データによる実証的検証を行なったのが 김효진 · 이기훈 [2014] (「K-IFRS 導入に伴う銀行業の貸倒引当金に関わる会計基準の変更効果」) である。

김효진 · 이기훈 [2014] の研究目的は、IFRS 導入に伴う銀行の貸倒引当金の会計基準の変更効果について検討することにある。つまり、この会計基準の影響を明らかにするために、次の3つの帰無仮説の検討によって、IFRS 導入後の貸倒引当金の設定率、BIS の自己資本比率および報告利益の変化を実証的に解明しようとするのである。

仮説 1 ……IFRS の導入は、銀行の貸倒引当金の設定率に影響を及ぼさない。

仮説 2 ……IFRS の導入は、銀行の BIS の自己資本比率に影響を及ぼさない。

仮説 3 ……IFRS の導入後、貸倒準備金は銀行の報告利益に影響を及ぼさない。

12月31日を決算日とする一般銀行と特殊銀行の17行のうち、2011年以降の貸倒準備金などのデータを収集できない特殊銀行3行を除く14行が、本研究の調査対象である。最終サンプルは、この14行の2004年から2013年までの10年間のデータ (140企業/年度) である。分析結果は、以下のとおりである。

2011年以降の銀行の貸倒引当金の設定率は、発生損失モデルの適用により IFRS の導入前と比べると著しく減少している。発生損失モデルによる貸倒引当金の設定は、客観的証拠がある際に貸出金や受取債権の減損損失を認識する方法として減損損失の認識を抑制する効果があるが、将来に予想される損失を適切に反映することは難しく、減損損失を過小評価し、結果的には金融機関の流動性と健全性を阻害する恐れがある。そうであるにもかかわらず、貸倒準備金の積立てなどにより、BIS の自己資本比率はむしろ改善している様相も呈している。また、当期純利益の場合、IFRS の導入初年度には急増するかのようにはみえたが、導入2年目からは減少しており、IFRS の導入前と導入後には有意な差異がみられなかった (表1 参照)。

表2は、本研究での主要変数の IFRS 導入前後の平均差異分析の結果である。

パネル1の IFRS 導入前後3年間の比較分析結果によれば、貸倒引当金の設定率 (ALLOWANCE と ALLOW) の t 統計量は、IFRS 導入前に比べて有意な水準で低くなった。

表1 貸倒引当金、BISの自己資本比率および当期純利益の設定率の年度別変化

貸倒引当金の設定率の年度別変化										
パネル1: ALLOWANCE										
年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
%	1.83	1.51	1.41	1.46	1.71	1.72	1.47	1.17	1.21	1.13
パネル2: ALLOW										
年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
%	1.20	0.98	0.95	0.99	1.12	1.17	1.07	0.86	0.87	0.82
BISの自己資本比率の年度別変化										
年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
%	11.09	12.03	11.88	11.67	12.53	14.26	14.41	14.04	14.62	14.82
当期純利益の年度別変化										
年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
NI	0.1318	0.1928	0.1636	0.1561	0.1116	0.1052	0.1495	0.1796	0.1279	0.1000
adjNI								0.1364	0.1184	0.0899

注: ALLOWANCE: 貸倒引当金の設定率 (貸倒引当金/貸倒引当金設定対象債権)

ALLOW: 貸倒引当金の設定率 (貸倒引当金/総資産)

NI: 連結包括損益計算書上の当期純利益/利息収益

adjNI: 連結包括損益計算書上の貸倒引当金調整後当期純利益/利息収益

出所: 김효진・이기훈 [2014], p. 12, Table 4, Table 5, Table 6, pp. 12-14をもとに作成。

表2 IFRS導入前後の平均差異分析

パネル1: IFRS導入前後3年間の比較 (2008年~2010年 (n=42) vs. 2011年~2013年 (n=42))				
	IFRS導入前	IFRS導入後	t統計量	有意度
ALLOWANCE	0.0163	0.0117	7.344	0.000
ALLOW	0.0112	0.0085	5.490	0.000
BIS	-0.1373	0.1449	-2.528	0.013
NI	0.1221	0.1359	-1.145	0.255
adjNI	0.1221	0.1149	0.6274	0.532
パネル2: IFRS早期適用期間 (2009年・2010年)を除外した期間の比較 (2006年~2008年 (n=42) vs. 2011年~2013年 (n=42))				
	IFRS導入前	IFRS導入後	t統計量	有意度
ALLOWANCE	0.0153	0.0117	6.321	0.000
ALLOW	0.0102	0.0085	3.981	0.000
BIS	0.1203	0.1449	-9.567	0.000
NI	0.1438	0.1359	0.648	0.519
VI vs. adjNI	0.1438	0.1149	2.470	0.016
パネル3: 全サンプル期間の比較 (2004年~2010年 (n=98) vs. 2011年~2013年 (n=42))				
	IFRS導入前	IFRS導入後	t統計量	有意度
ALLOWANCE	0.0159	0.0117	7.701	0.000
ALLOW	0.0107	0.0085	5.175	0.000
BIS	0.1255	0.1449	-6.946	0.000
NI	0.1444	0.1359	0.664	0.519
adjNI	0.1444	0.1149	2.635	0.010

注: BIS: 国際決済銀行で提示された算式による自己資本比率

出所: 김효진・이기훈 [2014], p. 16, Table 8を一部抜粋。

この結果は、IFRS 導入による発生損失モデルへの変更によって貸倒引当金の設定率が低くなるとする予想を支持するものである。BIS の自己資本比率 (*BIS*) は、IFRS 導入後に統計上の有意水準で高まっている。この分析結果は、パネル 2 での IFRS 早期適用期間 (2009年・2010年) を除外した期間の比較やパネル 3 での全サンプル期間の比較でも同じである。

パネル 2 とパネル 3 で確認できるように、当期純利益 (*NI*) と貸倒準備金調整後の当期純利益 (*adjNI*) は、IFRS 導入後に統計上の有意水準 (*t* 統計量: 2.470, 2.635) でその数値が減少している。とくに、貸倒準備金調整後の当期純利益が IFRS 導入後に減少している事実は、貸倒準備金の戻入れによる効果によるものだと解しており (김효진・이기훈 [2014], p. 15), 金融監督当局による貸倒準備金の制度の重要性を裏打ちしている。

V お わ り に

銀行への IFRS の導入効果とその影響要因は、主として IAS 第32号と IAS 第39号にあることは、EU 加盟国の銀行に限らず韓国の銀行についても同じである。EU 加盟国の銀行は、金融商品会計基準における金融商品の分類変更、売却可能金融商品の公正価値測定、自己株式の資本項目からの控除、ヘッジと貸出金の減損に関する規則などによる影響が顕著であったが、韓国の銀行については、貸倒引当金の測定や貸倒引当金の修正に伴う課税所得への影響などの調査結果に限られている。銀行の IFRS 導入効果がこうした課題に集中していることはひとつの特徴でもある。

金融システムの安定には金融機関の資産の健全性の維持が不可欠である。金融資産の減損の測定ないし貸倒引当金に関わる会計処理は、金融機関の経営成果を左右するだけでなく、資産の健全性に直接的に多大な影響を及ぼす。

ただし、新たな基準による銀行の金融資産の減損の測定ないし引当金に関する会計処理に関わるこれまでの経験的証拠は少なく、今後もその蓄積は不可欠である。新たに金融資産の減損モデルは、発生損失モデルからより保守的な予想信用損失モデルに変更される。その対応とともに、この基準変更による影響分析も新たな課題となる。

EU では、IFRS 導入が銀行への財務報告の品質に及ぼす影響についての研究 (Gebhardt and Novotny-Farkas [2010]), 価値関連性や経済的帰結についての研究 (Dimos [2011]) なども試みられている。これらは、IFRS 導入後の一定の適用実績による十分なデータによって展開可能となったものである。韓国での先行研究で明らかにされた、IFRS 導入による調整後当期純利益の重要性を踏まえた当該利益の反応、制度上の貸倒準備金が報告利益に及ぼす影響などの実証研究とともに、今後これら財務報告の品質に及ぼす影響などの

検討も期待される。蓄積される調査結果は、IFRSの基準設定へのフィードバック効果も期待されるだけに、着実な試みが求められる。

注

本稿は、2013年度公益財団法人全国銀行学術研究振興財団研究助成による研究成果の一部である。

- 1) これ以外に、ヨーロッパ銀行監督者委員会（CEBS）による銀行の規制資本と主要貸借対照表項目へのIAS/IFRSの影響の調査結果（CEBS [2006]）やコンサルティング会社（Ineum Consulting）によるEU企業の2006年度財務諸表でのIFRSの適用実態を評価したヨーロッパ委員会宛の報告書（Ineum Consulting [2008]）などがある。
- 2) FASBはIASBと共同で公開草案への補足文書を公表する一方で、2012年12月20日に会計基準更新書（Accounting Standards Update）案「金融商品：信用損失」（Financial Instruments — Credit Losses）を公表している。この会計基準更新書案での減損モデルは、信用損失をより適時に認識するとともに、対象となるすべての金融商品について残存期間にわたる予想信用損失を引当計上することを提案している。

2013年9月に、FASBはこの会計基準更新書案について、予想信用損失の測定（資産の予想残存期間において予想される期限前償還を考慮に入れる）、貨幣の時間価値および将来予測の評価に関する適用ガイダンスなどについて暫定合意した。

- 3) この公開草案に対するコメントを通じて、ASBJは、代替的アプローチ（代替的な減損モデル）を提案している（企業会計基準委員会 [2013]、代替的アプローチについて）。この代替的アプローチは、①財務諸表利用者が企業への将来キャッシュ・インフローを予測するうえで目的適的な情報を提供するために必要と考えられる要素を満たすとともに、②費用対効果のバランスに配慮しつつ、財務諸表作成者が忠実な表現を行なうことが可能で、かつ、③IASBとFASBにとって受入可能といった要件を満たすことを通じて、模索したものである。

提案された代替的アプローチは、具体的には次のものである。

- (1) 金融資産を、報告日時点における債務者の信用状況をベースとして、2つのカテゴリに区分する。
- (2) キャッシュ・フローの回収が当初想定した通りに行なわれており、今後も行なわれることが見込まれる金融資産をカテゴリ1、それ以外の金融資産をカテゴリ2に区分する。カテゴリ2に区分される金融資産は、契約キャッシュ・フローの回収が当初想定通りに行なわれないものであり、通常、キャッシュ・フロー最大化のために担保資産の保全や契約条件の重要な改訂等を通じたより個別的なモニタリングや管理を行なうことが期待されるものである。
- (3) カテゴリ1における金融資産については、金融資産のポートフォリオをベースとして、今後1年間に予想される信用損失を認識する。
- (4) カテゴリ2における金融資産については、残存期間にわたる予想信用損失を認識する。予想信用損失は、金融資産の残存期間における回収可能額の現在価値と帳簿価額との差額によって算定される。

- 4) 金融商品の分類および測定については、次のように基準化された。(1) 金融資産が、原則として、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する (Fair Value through Other Comprehensive Income: FVOCI) 区分または損益を通じて公正価値で測定する (Fair Value through Profit or Loss: FVTPL) 区分のいずれかに分類すること、(2) 金融資産の分類は、キャッシュ・フロー要件と事業モデル要件に基づいて行なわれること、(3) 金融負債は、原則として、償却原価区分に分類すること。FVTPL 区分に指定した金融負債について、発行者自身の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に認識すること。
- 5) 銀行、証券および保険などの金融業の会計処理準則の制定効果として、当時の規制当局である証券監督局の会計管理局は、次のことを指摘している。

「一般財務情報利用者の立場から金融業種の特殊性により理解が難しかった勘定科目や会計処理等をできる限り容易に統一し、財務情報の理解可能性を高められました。

とくに資産と負債の評価を実質化し、期間損益を任意に調整しうる余地を最小化することで、これにより責任経営の確率および市場機能の回復の転機となるものと思われます」(証券監督院会計管理局 [1998], 3)。

- 6) 企業会計基準第67条 (債権・債務の再調整) は次のように規定していた。
- ① 会社整理手続の開始、会議手続の開始および取引当事者間の協議などにより、債権・債務の元金、利息を、または期間などの契約条件が債権者に不利に変更されて再調整された債権・債務の帳簿価額と現在価値の差異が重要な場合には、これを現在価値で評価し、帳簿価額と現在価値との差額は貸倒償却費または債務免除益の科目で処理する。
 - ② 第1項の規定により債権の帳簿価額と現在価値の差額を貸倒償却費として計上する場合、当該債権に貸倒引当金が設定されている場合には、当該差額をまず貸倒引当金と相殺し、その残額を貸倒償却費として処理する。
 - ③ 再調整される債権・債務を評価する際に適用する割引率は、第66条第3項の規定を準用し、当該債権・債務の発生時に適用した利子率とする。
 - ④ 第1項の規定により発生する債権・債務の帳簿価額 (元金減免額を控除する) と現在価値の差額は現在価値割引差額の科目とし、当該債権・債務の帳簿価額から控除する形式で記載し、現在価値の計算時に適用した利子率、債権・債務の再調整により変更された元金、利子率または期間等に関連する事項を注記に記載する。
 - ⑤ 第4項の規定による現在価値割引差額は第66条第5項を準用する。

なお、企業会計基準を継承する形で企業会計基準書が新設され、この条項は2003年11月7日に企業会計基準書第13号「債権・債務の調整」に置換えられ、削除された。

- 7) IFRS アドプションにより、銀行5行の総資本 (13.29%)、当期純利益 (10.21%)、自己資本比率 (1.07%)、総資産利益率 (ROA) (0.06%)、自己資本利益率 (ROE) (Δ 0.03%) に変動がみられ、また金融持株会社4社のこれらの財務数値と財務比率にも変動 (総資本 (13.60%)、当期純利益 (12.42%)、自己資本比率 (1.02%)、ROA (0.06%)、ROE (0.10%)) がみられる調査結果がある (杉本 [2011], p. 55 の図表1)。
- 8) これら以外にも、韓国会計学会2014年冬季学術大会 (2014年12月20日) での「環境変化と会計基準の変化が市中銀行の貸倒引当金に及ぼす影響」と題する報告 (황인태・강선민 [2014]) もある。一般銀行のアジア通貨危機 (1997年~1998年) 前からIFRS導入 (2011年~

2012年)の期間のデータをもとに,銀行の貸倒引当金の決定要因などを分析する試みであるが,あいにく調査結果からの結論が必ずしも明確に示されていない。

参 考 文 献

- Committee of European Banking Supervisors (CEBS) [2006], The Impact of IAS/IFRS on Banks' Regulatory Capital and Main Balance Sheet Items, February 14, 2006.
- Dimos, A. A. [2011], IFRS and European Commercial Banks: Value Relevance and Economic Consequences, Unpublished Thesis/Dissertation of University of Birmingham, July 2011.
- Ernst & Young [2006], The Impact of IFRS on European Banks — 2005 Reporting.
- Financial Crisis Advisory Group (FCAG) [2009], Report of the Financial Crisis Advisory Group, July 28, 2009.
- Gebhardt, G., and Novotny-Farkas, Z. [2010], The Effects of IFRS Adoption on the Financial Reporting Quality of European Banks, INTACCT Research Training Network Programme “The European IFRS Revolution: Compliance, Consequences and Policy Lessons,” July 2010.
- Günther, N., Gegenfurtner, B., Kaserer, C., and Achleitner, A. [2009], International Financial Reporting Standards and Earnings Quality: The Myth of Voluntary vs. Mandatory Adoption, CEFS Working Paper No. 2009-09, June 2, 2009.
- Ineum Consulting [2008], Evaluation of the Application of IFRS in the 2006 Financial Statements of EU Companies—Report to the European Commission, December 2008.
- KPMG [2011], Impact of IFRS: Banking, February 2011.
- 고승의 [2012], 「은행의 대손충당금 측정 사례연구」(A Case Study on the Measurement of Bad Debt Allowances in Banking Industry), 『회계저널』(Korean Accounting Journal) 第21卷第2号, 2012年5月, pp. 213-238.
- 김수성·고윤성 [2011], 「K-IFRS 도입에 따른 은행업의 대손충당금이 과세소득에 미치는 영향」(A Study on the Taxation Effects of Banking Business Allowance for Bad Debts due to K-IFRS Adoption), 『회계저널』(Korean Accounting Journal) 第20卷第1号, 2011年3月, pp. 109-134.
- 김효진·이기훈 [2014], 「K-IFRS 도입에 따른 은행업의 대손충당금 관련 회계기준 변경효과」, 韓国會計学会2014年夏季國際學術大會報告論文, 2014年6月20日。
- 이영한·최원석 [2009], 「국제회계기준 도입이 금융기관의 세무조정과 과세소득에 미치는 영향」(The Effects of Adopting IFRS on Financial Service Companies' Tax Adjustments and Taxable Income), 『세무학연구』(Korean Journal of Taxation Research) 第26卷第4号, 2009年12月, pp. 9-36.
- 증권감독원회계관리국(証券監督院會計管理局) [1998], 「금융업 회계처리준칙 관련 Q&A」.
- 지현미·박홍조 [2006], 「국내 상호저축은행의 대손충당금을 이용한 자기자본비율 조정」(The Regulatory Capital Ration Management of Saving Banks Using the Loan Loss Provisions), 『회계저널』(Korean Accounting Journal) 第15卷特別号, 2006年5月, pp. 23-44.
- 한국회계기준원·한국회계기준위원회(韓國會計基準院·韓國會計基準委員會) [2014], 第2回 OASIS 「IFRS 도입이 은행의 대출행태에 미치는 영향—경기순응성과 대손충당금을 중심으로—」, 2014年5月22日。

- 황인태·강선민 [2014], 「환경변화와 회계기준변화가 시중은행 대손충당금에 미치는 영향」, 韓國會計學會2014年冬季學術大會, 2014年12月20日。
- 企業會計基準委員會 (ASBJ) [2010], 「公開草案『金融商品：償却原価及び減損』に対するコメント」, 2010年6月30日。
- 企業會計基準委員會 [2013], 「公開草案『金融商品：予想信用損失』に対するコメント」, 2013年7月5日。
- 杉本徳栄 [2011], 「国家政策としての韓国のIFRS導入と会計業界の対応」, 『週刊経営財務』第3021号, 2011年6月27日, pp. 52-59。